

法務研究科法務専攻 専門職学位課程（法務博士（専門職））

＜教育課程におけるアセスメント・ポリシー＞

「学生の学修成果の評価（アセスメント）」について、学生の受け入れ方針（アドミSSION・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、下記のとおり検証を行う。具体的な検証項目については、別途定めるアセスメントシートを用いて実施する。

1. 目的

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示された学生の学修成果を把握・評価することで、教育の改善・向上に結びつける。

2. 測定項目

- （１）入学段階において、学生の受け入れ方針（アドミSSION・ポリシー）で求める能力・意欲が身についているか、アセスメントシートを用いて測定を行う。
- （２）教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく取り組みと成果を通じて、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。）並びに法律に関する実務の基礎的素養が身についているか、アセスメントシートを用いて測定を行う。
- （３）ディプロマ・ポリシー（大学の学位授与方針）で求める必要な専門的学識及び能力並びに素養が身についているか、アセスメントシートを用いて測定を行う。

3. 実施体制

アセスメントの実施主体は、法政大学法務研究科とし、法政大学法務研究科自己点検・評価委員会が実施の管理及び運営に当たる。

4. 実施および公表

- （１）アセスメントは、別に定めるアセスメントシートにより実施する。
- （２）検証結果を踏まえた教育の改善・向上の内容は、積極的に自己点検・評価書類にて公表する。